

平成27年第18回教育委員会定例会
(11月5日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成27年11月5日(木) 午後2時13分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	垣 内 恵美子
委員長職務代理者	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
委 員	高 森 大 乗
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
生涯学習推進担当部長	上 野 俊 一
庶 務 課 長	柴 崎 次 郎
学 務 課 長	前 田 幹 生
児 童 保 育 課 長	上 野 守 代
指 導 課 長	屋 代 弘 一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	江 田 真 朗
事 務 局 副 参 事	山 田 安 宏
生涯学習課長	飯 塚 さち子
青少年・スポーツ課長	山 本 光 洋
中央図書館長	曲 山 裕 通

○日 程

日程第1 議案審議

(4) 生涯学習課

第68号議案 東京都台東区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 任学校医に対する感謝状の贈呈について

2 報告事項

(1) 学務課

ア 学校連合陸上競技大会及び小学校連合運動会の報告について

(2) 指導課

イ 平成28年度始業式・終業式等の日程(案)について

ウ 平成26年度不登校児童・生徒数について

エ 平成26年度いじめの認知件数について

オ 平成27年度東京都児童・生徒体力・運動能力調査の結果について

(3) 青少年・スポーツ課

カ 平成27年度「第34回 台東区青少年をほめる運動」審査結果について

3 12月の行事予定について

4 その他

午後2時13分 開会

○垣内委員長 ただいまから、平成27年第18回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高森委員にお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

それではここで、傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

〈日程第1 議案審議〉

第68号議案

○高森委員長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について、説明をお願いいたします。

まず、第68号議案を議題といたします。

青少年・スポーツ課長、説明をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 それでは、第68号議案、東京都台東区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本案は、既に9月の本委員会にてご説明いたしました体育施設の使用料改正等につきまして、議会において議決されましたので、必要となる規則の改正などを行うものでございます。新旧対照表でご説明をさせていただきます。

はじめに、第4条の4でございまして、昨年度整備いたしました、荒川河川敷駐車場、運動公園の駐車場につきましては駐車券を窓口で事前に申請していただいております。しかし利用者の方から、利用当日にならないと台数が確定しないというお声があり、手続の簡略化のために規則を改めるものでございます。

ページをおめくりください。第8条の(8)でございまして、障害者総合支援法の成立に合わせて一部の文言を整理し、対象につきましては、従来は「障害者手帳をお持ちの方」としておりましたが、難病の治療を受けていらっしゃる方、手帳をお持ちでなくても支援の対象とすべき方がいらっしゃることから、手帳を要件としていた規定を改めるものでございます。

続きまして、(10)、(11)及び第2項でございまして、今回、区外の利用者に対しまして、使用料を1.5倍とする条例改正を行っております。それに対応し、区外利用者であっても台東区のスポーツ振興に大きく貢献すると認められる場合には、使用料を1.5倍としないようにできる規定を設けております。また、障害者の方がスポーツを継続するための環境整備といたしまして、障害者が個人で施設を利用する際の使用料を従来、5割減額でござ

いましたが、こちらを免除といたします。

ページをおめくりください。第9条でございます。第8条の区が徴収する使用料と同様の措置を指定管理者が収受する利用料に関しましても規定しておるものでございます。

ページをおめくりください。第11条の2でございます。清島温水プールにおきまして、他の施設と同様、使用料の全額カットを導入するため、従来5割として条例の規定を改めております。

ご説明申し上げた部分のほか、条例改正に付随する文言整理や様式の改正等を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 この案件の趣旨とは、少しずれてしまうかもしれませんが、荒川河川敷の新たに整備した運動場の駐車場の利用状況はいかがですか。

○青少年・スポーツ課長 昨年8月から新たにオープンさせていただいた駐車場でございますけれども、当初、想定よりも大幅に利用が低い状況でございました。もともとの駐車場は、利用する方々から駐車場がない、遠いので不便であるということからつくったものでございまして、利用するサッカーや野球の団体とお話をしまして、ぜひ使ってほしいというお話をして、大分伸びてきているところでございます。

ただ、この施設自体が、どうしても、駐車場自体、土日・祝日のみでございまして、少年の団体などの決まったところなので、大きくは伸びていないところでございますけれども、なるべく使っていただけるような形で、今も団体の方をお願いしているところです。

今回の改正も、そんな利便性に合わせて、事前に何台かわからないとなかなか、急に雨が降って使いたいとなったときに難しいというお話もいただいているので、このような形の改正をさせていただくところでございます。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第68号議案については原案どおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 学務課 ア

○垣内委員長 次に日程第2教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。

学務課のアについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、退任学校医に対する感謝状の贈呈についてご説明をさせていただきます。

本件は、退任学校医に対しまして感謝状を贈呈することにつきまして、ご協議をお願いするものでございます。資料をご覧ください。

谷中小学校・台桜幼稚園の内科校医、斉藤実先生におかれましては、10月末日をもって退任をされております。つきましては、これまでの功績を称えまして、資料裏面のとおりの感謝状を贈呈したいと存じます。

ご協議方よろしくお願いたします。

簡単ですが以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、学務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 学務課 ア

○垣内委員長 次に、報告事項を議題といたします。

事務局各課ごとに報告をお願いします。

はじめに、学務課のアについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、中学校連合陸上競技大会及び小学校連合運動会の報告についてでございます。資料は2でございます。

9月25日に行われました、中学校連合陸上競技大会及び、10月20日に行われました、小学校連合運動会につきましては、本年も無事終了することができております。

委員各位には、ご出席を賜りましてありがとうございました。

今大会で出ました大会記録についてのご報告でございます。

はじめに、項番1の中学校連合陸上競技大会についてでございますが、本年度は雨の中での実施となりましたので、一部競技等の中止もございました。残念ながら、大会新記録及びタイ記録は出ておりません。

次に、項番2の小学校連合運動会につきましては、新記録が1種目で出ております。

男子50m走におきまして、根岸小学校6年、西堀怜さんが、6秒9の大会記録を樹立いたしております。

この記録は、平成17年、20年、25年度の7秒0の記録を0秒1更新したものでございます。

報告は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、学務課のアについては、報告どおり了承願います。

(2) 指導課 イウエオ

○垣内委員長 次に、指導課のイからオについて、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 それでは、まずイ、平成28年度始業式・終業式についてご説明いたします。

まず、始業式・終業式についてですが、台東区立学校園管理運営規則により、長期休業日が定められております。このことから、長期休業日の開始日前日を終業式、最終日翌日を始業式としております。

幼稚園についてでございます。

管理運営規則により、長期休業日の期間として、春季休業日を3月18日～4月7日まで、夏季休業日を7月20日～9月10日まで、冬季休業日を12月25日～1月8日までとしております。

このことから、幼稚園の1学期始業式を4月8日、終業式が7月19日となります。

2学期始業式は9月2日、終業式は12月22日となります。管理運営規則から、2学期終業式は、12月24日となるところですが、24日は土曜日であること、23日は天皇誕生日のことから、22日となっております。

3学期始業式は1月9日が成人の日のため、1月10日となります。また、終業式につきましては、3月15日といたしました。この理由としましては、3月17日に中学校の卒業式を設定し、式典の重複を避けること、また、幼稚園終業式・卒園式が3月16日に設定したこと。そして修了式の前日を終業式としていることから、3月15日としたところです。

次に、小・中学校についてでございます。

こちら管理運営規則をもとに、春季休業日を3月26日～4月5日、夏季休業日を7月22日～8月31日、冬季休業日を12月26日～1月7日としております。

このことから、小・中学校の1学期始業式を4月6日、終業式を7月20日としております。2学期始業式は9月1日、終業式12月22日と設定しております。また、管理運営規則から、12月25日が終業式となります、平成28年12月25日が日曜日、24日が土曜日、23日が天皇誕生日のことから、22日を設定いたしました。

続いて、3学期始業式につきましては、1月10日といたしました。これは、1月8日が日曜日、9日が成人の日であることから10日としております。修了式は3月24日、25日は土曜日になるためそのように設定しております。

入学式・入園式につきましては、管理運営規則には示されておりません。学校の授業、保育日数や授業時数を確保し、かつ通常の学校園の慣例などから設定をすることとなっております。

幼稚園の入園式は、例年、始業式の翌日に行っていることから、4月11日といたしました。なお、幼児の発達段階を考慮して、始業式と同日を避けております。

小学校の入学式につきましては、例年、始業式と同日としておりますので、入学式を4月6日としております。

また、中学校の入学式は、例年、始業式の翌日としており、4月7日となります。

小・中学校の卒業式と幼稚園の修了式についてでございます。

卒業式や修了式につきましても、管理運営規則では示されておられません。幼稚園の修了式は、例年、終業式の翌日に行っております。このことから、修了式を3月16日と設定いたしました。理由としては、3月17日を中学校の卒業式に設定しておりますので、式典の重複を避けるためでございます。

次に小学校ですが、こちらは例年、修了式の前日としております。このことから、卒業式を3月22日といたしました。

平成28年度の始業式・終業式等の日程につきまして、委員ご審査の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

続きまして、平成26年度不登校児童・生徒数についてご報告申し上げます。

不登校児童・生徒数は、平成26年4月1日～平成27年3月31日までの1年間に、連続または断続して30日以上欠席し、不登校の状態にある児童・生徒数のことをいいます。資料4をご覧ください。

資料上部の表が集計結果、下部はその推移を表わしたグラフとなっております。

平成26年度の不登校児童・生徒数は、小学校では29名で、前年度から4名増加。中学校では88名で、前年度より10名減少しております。

出現率で比較しますと、小学校が0.46%で、本区の25年度と比べると0.06ポイント増加しています。また、中学校では3.71%で、本区の25年度と比べると0.44ポイント減少しております。

現在、小学校も中学校も不登校気味の生徒や、保護者との面談を繰り返し、スクールカウンセラーやあしたば学級につなげていく取り組みを進めております。また、学校を休んだご家庭には、毎日連絡を入れるとともに、週に1回程度家庭訪問を行い、継続的な関わりを進めています。

その結果、昨年度、全欠席の子どもは小学校で3名、中学校でも3名となっております。

不登校のきっかけを見てみると、不安などの情緒的混乱が23.9%、無気力、あそび・非行が28.2%となっており、計52.1%が本人の精神的な面での課題が原因で不登校となっております。

ここでいう不安などの情緒的混乱とは、登校の意思はあるが、体の不調を訴え登校できなかったり、漠然とした不安を訴えて登校できなかったりする状況になることを指しております。

今後、不登校を減らすため児童・生徒または家庭が抱える心理的な課題の克服が必須となります。現在、各学校が進めている定期的な面談を今後も続けながら、スクールカウ

セラーや教育相談、さらには医療機関等の専門機関へも必要に応じて子どもや保護者をつなげていく必要があると考えております。

また、今年度から、毎月学校から報告していただく様式を変更し、不登校児童・生徒の状況と、学校の具体的な対応策を指導課に報告していただくようにしております。指導課としても学校と連携を取り合いながら、児童・生徒一人一人に応じた具体的な対応策を指導してまいりたいと考えております。

今後も不登校の状態にある児童・生徒が、一日も早く学校に復帰できるよう、学校とともに努力してまいりたいと考えております。

続きまして、平成26年度の本区におけるいじめ認知件数等まとめましたのでご報告いたします。資料5をご覧ください。

いじめ認知件数は、平成26年4月1日～平成27年3月31日までの1年間に認知された、いじめまたはいじめの疑いのあった件数を指しております。資料の上部の表が集計結果、下部はその推移を表わしたグラフとなっております。

平成26年度のいじめ認知件数は、小学校では40件、中学校では14件となっており、平成25年度と比較しますと、小学校では5件の減少、中学校では2件の増加となっております。

指導課といたしましては、いじめの認知件数につきましては、学校がいじめに対応した数と同義であると捉えております。そこで、認知件数の増加については、学校がいじめを把握し対応した数であるという捉えから、いじめを把握し解決することが重要であり、認知件数についてもその数の増減のみで、その状況の判断をすることを避けるよう考えております。

解決件数で見ていきますと平成26年度は全ての件数が全て解決されており、小学校は40件、中学校は14件、既に現在のところは解決しているところでございます。

指導課といたしましても、これまで毎回の調査の度に未解決の事案に関しては、学校の対応とその後の状況を追跡調査し、いじめが解決されるまで、各事例ごとに把握・指導を続けているところでございます。

また、いじめの未然防止・早期解決のために、いじめが認知されやすい状況を構築することが重要であると考えております。連合校園長会での重ねての注意喚起、区が主催する生活指導主任会、健全育成研修会等をはじめ、このような機会にいじめ防止に関する内容を取り上げ、また、初任者研修や10年経験者研修では具体的な事例に基づいてこのいじめに対する対応の研修を実施しております。

さらに、昨年度作成いたしました、台東区いじめ防止対策推進基本方針には、以前から本区が設置していた、台東区いじめ問題専門委員会の開催が位置づけられております。

区の現状を踏まえた対応策を協議し、区としてのいじめ防止対策に生かしていく流れをつくっていきます。また、学校に対しては、見えないいじめを見えるようにすることが重要である。このことの指導を徹底し、いじめを把握する場として、年間3回以上のアンケート調査、スクールカウンセラーを含めたメンバーで構成する、校内いじめ防止対策会議

の定期開催、小学校5年生と中学校1年生に対して実施するスクールカウンセラーによる全員面談を義務づけております。

今後もより一層いじめを未然に防止するとともに早期発見・早期解決するため、学校と指導課、また保護者、地域が一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、平成27年度東京都児童・生徒体力・運動能力調査の結果についてご報告申し上げます。資料6をご覧ください。

この耐力テストは、小学校1年生～6年生の児童を対象に、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ、この8種目を調査いたします。

また、中学校におきましては、1年生～3年生を対象に、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走または20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げの8種目を調査いたします。

資料の上のグラフが、小学校の体力合計点の推移、下のグラフは、中学校の体力合計点の推移を表わしたグラフとなっております。

小学校では、東京都平均が、平成25年度に544.5点、26年度に546.8点、27年度545.5点とほぼ横ばいなのに対し、台東区では、平成25年549.5点から、26年度554.9点と5.4ポイント増加、また26年度から27年度につきましては3ポイントの増加と、毎年、小学生の体力が確実に向上していることがわかりました。

また、中学校でも平成25年度から26年度には3.3ポイントの増加、26年度から7年度にかけては2.4ポイントの増加となり、こちらも東京都の平均と比べても本区の中学生の体力が確実に向上していることが伺えます。

台東区の確実な体力向上には、台東区小学校・中学校の意図的・計画的な取り組みが効果を上げている要因と考えます。

小学校では、体育の児童の目当てを児童に明確に持たせ、授業同士の交流を生かしたグループ活動が運動意欲の向上に結びついています。体育朝会、中休み等を利用したマラソン、長縄、ボール投げなどの基礎的な体力向上の取り組みを年間を通じて継続的に行っています。さらには、上体起こしや長座体前屈などを保護者会等でもその内容を紹介し、家庭でも体力・運動能力の向上に取り組んでいる学校もございます。

中学校では、部活動中心の体力づくりから、体育の授業で意図的に体力づくりを行うようになってきています。持久走、筋力トレーニング、体幹を鍛える運動などの補強運動を体育の授業導入時に全ての学校で行っています。

また、ティーム・ティーチングを取り入れている学校では、運動の得意な生徒と、苦手意識を持つ生徒に分け、生徒の実態に応じて習熟度別指導も行っております。さらには、学校独自に年間2回の体力テストを行い、分析することで、学校として体力の向上を図っているところもございます。

指導課といたしましては、校長会や台東区教育研究会体育部会を通じ、継続して体力向

上に取り組むようお願いをしております。

また、各校の取り組みを指導課で把握・分析し、効果的な取り組みについては、台東区内の学校へ広く周知するよう指導しております。

今後も児童・生徒のさらなる体力向上を目指し、興味・関心を引き出し、効果的な教材の活用なども促しながら、指導法の開発、体力向上に取り組んでまいりたいと考えております。

ご報告につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、まずは報告事項、指導課のイについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 次に、報告事項、指導課のウについて、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 不登校のお子さんがいらっしゃったときの教育委員会ないしは学校の対応というのは、どのような対応をされているか説明をいただけますか。

○指導課長 まずは、学校との関係が途切れることがないように、家庭と日常的な連絡を取るよう努めております。これは不登校に限らず、欠席があった場合には、安全確認も含めて、午前中のうちに各家庭に状況の確認をしております。

また、ある程度一定期間、長期にわたる欠席の状況が見られるご家庭については、担任、またはスクールカウンセラーによる家庭訪問を実施しております。あわせて、昨年度までも5日以上連続、もしくは7日間断続的にでも月に欠席が見られる児童については、その欠席の状況を指導課へ報告するようしております。これは、昨年度までは、その有無等についての報告にとどまっていたのですが、今年度からはその児童名を上げ、その児童に対して個別に学校がどのような対応を行っているか、そこについてまでも指導課で把握するよう、報告義務を課している状況でございます。

○樋口委員 不登校の把握はそれでよろしいと思いますが、学習ないしはその日の授業のヘルプ、補助をどのようにしているのか教えてください。

○指導課長 そのことにつきましては、連絡帳等を活用し、その日の学習内容については各ご家庭にお知らせするとともに、配布されたプリント等の教材についても、きょうだいもしくは近隣の児童・生徒にご家庭に届けていただくという対応をしております。

○樋口委員 例えば、今言われたように、教室でこういう学習をしました、プリントを出しました、というときのチェックを行っているのですか。休んだお子さんに関して、宿題を持っていってもらおう。それをリターンしてもらって、教員が「もう少し勉強したほうがいいですよ」などと指導する、というようなやり取りは行っているのですか。

○指導課長 基本的に連絡帳等のやり取りを行うようしておりますので、ご家庭でその課題について取り組んだ場合には、次の欠席の連絡の際に学校に届き、それについて教員は内容を確認して、またフィードバックしているという形で進めております。

○末廣委員 小学校・中学校において、長期にわたる不登校の児童・生徒というのは、多

いのでしょうか。

○指導課長 26年度につきましては、小学校で現在、全欠席の児童が3名、中学校も同じく3名、また、150日以上にわたる長期欠席が、小学校3名、中学校が27名というところでございます。

○末廣委員 長期の児童・生徒に対する、学校の対応というのは限られてしまうのですか。いわゆる保護者との連絡などは、続けていけるものですか。

○指導課長 こういった状況の児童・生徒に対しては、当然、スクールカウンセラーと担任の家庭訪問を実施し、深刻な現状を打開していく必要がありますので、主には、保護者と学校との面談、またはスクールカウンセラーとの面談により、適応指導学級、いわゆるあしたば学級へのつなぎをお勧めしたり、場合によっては医療機関等につなげていくというようなことも学校と保護者間で協議を進めている部分がございます。

○垣内委員長 先ほどのご説明では、不安だという情緒面が23%、非行とか無気力23%とありますけれども、残りの半分ぐらいは非常に個別の理由になるのでしょうか。

○指導課長 26年度の割合で申し上げますと、友人関係での悩みが12.8%、友人関係以外の学校の問題、これは例えば、クラブ活動を厳しく感じるであるとか、自身の学習についての不安であるとか、そういう割合が9.4%。それから、いわゆるご家庭の課題と申しますか、積極的な登校等を促すことがなくというような関わりの要因によるものが23.9%となっております。

○垣内委員長 かなり家庭問題が大きいかと思うのですが、この理由と、特に長期にお休みになっている児童・生徒との関係性みたいなものは何かあるのでしょうか。それとも、長期にわたってずっと休み続けるというのは、相当深刻な障害があるのではないかと推測されるところですけれども、そのあたりはどうなのか。比較的、友人とかクラブとか、ある程度特定されているものであれば、そこをうまく乗り越えれば戻ってこられそうな感じもするのですが、そうでない場合にどのように対応されるのかということについて、何かお考えがあれば教えていただけますか。

○指導課長 まず、先ほど申し上げた、友人関係12.8%とありますが、こちらについては、いじめを理由とした不登校というのは、昨年度はございませんでした。具体的な友人関係とか、友人関係以外の学校の問題であるとか、そのようなことについては、指導課でも、また学校でもその内容を把握し、即座に解決に努めますので、長期にわたる休みの原因になることは少ないという状況です。

反面、先ほど課題として挙げた、無気力、あそび・非行であるとか、不安などの情緒的混乱、こちらがやはり長期で欠席している児童が抱えている要因として多く見られるところでございます。

○和田教育長 今の質問に関連してですが、長期欠席をする児童・生徒については、本人の課題、家庭の課題、あるいはクラブ活動等の課題がありますが、この中で、例えば、広い意味で学校、それから教員の対応に課題があって、長期に休まなくてはいけない、そう

いうものはカウントされているのでしょうか。それとも、そういうものはないのでしょうか。

○指導課長 いわゆる教員が原因になるような、例えば指導が厳しかったり、子どもが怖いと感じたり、そのようなことが原因になって休むという場合は当然ございますが、先ほど申し上げた、いわゆるはっきりとした要因がわかっているところですので、即座に解決を図ることができます。ですから、それが長期欠席に結びつくということはないと認識しております。

○高森委員 今、垣内委員長からもご指摘がありましたけれども、大きく分けて三つの側面があるのかなと思いました。一つは、本人に課題がある場合、もう一つは学校に課題がある場合、三つ目が家庭に課題がある場合。この中で一番重たいのは家庭に課題がある場合かなと思います。一番の子どもの受け皿になる家庭が何らかの理由で、子どもたちに居心地の悪いような状況になっていることは、非常に深刻だと思います。

それから伺いたいのですが、小学校・中学校の学校ごとの、校種ごとの全体の数値についてですが、学年別に見たときに、例えば、小学校の1学年と6学年とか、中学校の1学年と3学年とを比較した場合に、どのようなことが読み取れるのでしょうか。

○指導課長 学年ごとの傾向でございますが、小学校につきましては、やはり5年生・6年生から急増してくる傾向がございます。また、中学生につきましては、ほぼどの学年も同じですが、強いて言えば、26年度については3年生の割合が、若干ですが多くなっているという傾向が見られます。

○高森委員 よく、進級して学校の環境が変わった最初の年度というのは、そういったことが起こりやすいと伺っておりますが、そうではなくて逆に高学年になるほど深刻な問題が出てきているということですね。もしかしたら、受験などが子どもたちの精神的な負担になっているということはないでしょうか。数値からは、そのように感じたのですが、何かご意見ありますか。

○指導課長 やはり、いわゆる自我の芽生えといえますか、自意識みたいなところ、そういう面での発達段階というのが大きく影響しているのかなと考えております。

○高森委員 小一・中一プロブレムのような、そういったこととはまた別ということですね。

○指導課長 はい。

○高森委員 それからもう一つ、東京未来大学の副学長の近藤先生という方が、アメリカの不登校研究者のクリストファー・カーニーという方の研究を紹介しているものを読みましたが、このアメリカの研究者は、家庭に課題がある場合については、そこでは触れていなかったのですが、主に学校に課題がある場合の四つのパターンがあるということです。

一つは、子どもが学校に関する嫌な気持ちを避けるために不登校になるパターン。学校に関する嫌な気持ちは、いろいろとあると思いますが。

もう一つは、学校での友人関係、あるいは他者との嫌な関係を避けるために不登校にな

っているパターン。学校での友人、ほかの人との関係を避けるための不登校ですね。

三つ目が、親や周りの人から注意を向けてもらえるので、学校に行かずに不登校になるというパターン。

四つ目が、学校でできないおもしろいことが家ではできるとか、そういったことで不登校になるパターン。この四つのパターンがアメリカにはあるのだそうです。

その内の最初の二つは、学校に行かないことで嫌なことを避けるという、逃避の行為ですね。後半の二つは、学校以外のところで楽しい経験ができるということで逃げるというパターンですけれども、特にこの中で一番深刻なのは、最初の二つなのですね。やはり学校内での様々な嫌な出来事だとか友人関係、人間関係で嫌な問題を避けるために不登校になるというパターンが深刻です。

実は、この根っこを調べていくと小学校に入るその前の段階からもう前兆が現れているようなのです。つまり幼児期の、例えば幼稚園・保育園での生活の中で、人間関係がうまく築けない子は小学校に上がっても、中学校に進学してもそれを引きずってしまうことがどうもあるらしいのです。台東区の場合は、私立の幼稚園・保育園もありますから、そういうことを調べることはなかなか難しいかもしれませんが。

公立幼稚園のある先生に、幼稚園でこういったことを見かけたことはありますかと聞きましたら、そういった際立った問題が顕然化しているような事例はないというようにおっしゃっていましたが、ほかの保育園や私立の園で、そういったことが目撃されるようなことがありましたら、少し注視していかなければいけないと思います。

○末廣委員 家庭が原因で不登校になる、無気力になる、学校をサボタージュする、そういうところからいわゆる非行に走るといのは傾向としてありますか。

○指導課長 特に中学校の状況を見たときに、不登校が先か、それとも非行が先かというのは一概には申し上げられないかなというところがあります。ただ、いわゆる問題行動を起こしている子どもたちは登校しようという意識はかなり低くなっているところがありますので、そこはまさに家庭との連携が問われているところかと考えております。

○和田教育長 不登校の児童については、今度、東京都も一定のアプローチの方法について、新しい基軸を出していきたいという考えもあるようで、各教育委員会に対してそのアプローチをするチームをつくるようなことがいいのではないかとことをいわれています。基本的にそういうことの個別の対応が必要になりますけれども、長期に休んでいるお子さんたちというのは、学校側が考えているほど、学校のことを意識しない時間がだんだん長くなっていきます。やはり学校から定期的に電話なり、訪問なり、これは先ほど課長から電話連絡とともに週に1回程度は訪問をという話がありましたけれども、そういうことはかなり学校側としても担任の先生も忙しい中ではあるけれども、必ずそれを励行するようにということは、これは再度徹底をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○樋口委員 中学校の27名というのは、とても深刻で、義務教育の最後のところですので、

しっかり一定の素養を身につけて社会に出してもらいたいというのが義務教育における重要な役割だろうと思いますし、社会はそれを期待していると思います。もし、この27名について、仕方がないね学校に来ないから、義務教育3年終わったから、ということでそのまま社会へということが許されるかどうかなんです。全力を尽くして、義務教育の最終段階の子どもたちに一定の勉強はしていただいて、社会に出ていってそれなりの活躍をというように、ぜひ、お互いに工夫し合ってやっていかなければいけないと思いますので、よろしくをお願いします。

○垣内委員長 一つ質問ですが、小学校・中学校に全欠がそれぞれ3人いるということですが、最長はどのぐらいなのでしょう。3人は1年間来なかったという方ですが、その前後はどうなっているのかということをお教えいただけますか。

○指導課長 今、6件全ての期間をお答えする手元の資料がありませんが、ただ、小学校から中学校にわたってというお子さんもいるような実情がございます。

○教育支援館長 先ほど樋口委員のお話の中で、不登校の傾向のある生徒たちの進路についてお話があったと思いますが、ここ10年間ほど、都立高校のほうでもいろいろなタイプの進学先を準備しておりまして、例えばチャレンジ校などがあります。以前でしたら、不登校の子は定時制に何とか入れるというようなことでしたが、今、私立も含めていろいろなタイプの高校が準備されております。

それに伴って、中学校の中でも年数を追って、あしたば学級の在席も中学校2年生、3年生が多いです。在席は、8割ぐらいは中学生で、残りの2割は小学生という、そのような傾向です。

そういう意味で、自分自身の進路を見据えて、今までは引きこもっていた傾向の生徒が、やはり進路ということを考えてあしたば学級に来たり、あるいは逆に違う学校の別室登校をしたりという傾向も出ています。そのようなこともありますので、ぜひ学校と、もちろん教育委員会と、それから家庭のほうでしっかりとスクラムを組んでやっていく必要があるのかなと考えております。

○和田教育長 議論を戻すわけではないですが、先だつての決算特別委員会の中である委員の方から、不登校の問題について、今の時代、必ずしも学校に通うことが最良の価値だという認識がだんだん薄れているのではないかというご意見がありました。また、社会的にもフリースクールを学校として認めようとか、そういう方法も出てきているわけですね。そういう考え方に対して、従前、教育委員会としては、やはり集団教育の中で学べるものが当然あるだろうと。それは大事なんだということで来たわけですがけれども、そのような社会的な動向については、指導課としては今どのような認識を持っていますか。

○指導課長 当然、家庭の中に引きこもっている状況は避けるべきだと考えます。ただ、やはり私どもとしては、台東区内の所属している小・中学校に戻ってきてくれることを第一に考えたいと思っております。

その上で、やはり先ほど各委員からご指摘いただきましたが、この状況を子供も保護者

も仕方がないであるとか、その状況に慣れてしまうこと、そういうことは絶対に避けなくてはいけないと思っておりますので、まずは粘り強く学校への登校を促すこと、家庭と連携を図ること、そしてまた、一気に学校までが難しいということであれば、まずは医療であるとかあしたば学級につなげることを大切にして、不登校の対応については進めていきたいと考えております。

○樋口委員 この間、鎌倉の図書館職員が「いいよ学校に行かなくても」というメッセージを発信したことで救われたという子供がいるのですが、その分、学校で授業をしないわけですから、その場合どうするのか。学校とラインをつなぐ意味で、今の時代はネットで教育をする方法も、補助手段としてあるのではないかと思います。ですから、その辺を新しい教育法として、不登校の子供に自宅で学習できる環境を、いつでも自分の気が向いた時にできる環境をつくっておくことも、新たにつくったほうがよろしいかなと私は思うのですが、このことについては他の問題もあるだろうし、ネットの環境が整っていなければという話にはなるのですが。アメリカなどは実際にそういうことをやっています。学校に来ない子どもはネットで教えておくという手があります。

○高森委員 樋口委員と和田教育長の意見とちょっと違うのですが、学校に来なくてもいいよということを、大人が子どもに言っているのかなというところは考えなければいけないと思います。やはり、台東区のスタンスもありますし、日本という国の法律の中で義務教育がきちんと定められていますから、そういったことを子供たちに自覚をさせるような教育もまた必要なのではないかと。なぜ、学校に行くのかということですね。

その点も含めて、またいろいろな意見を出し合いながら見守っていきたいと思いますので、お願いいたします。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 次に、報告事項、指導課のエについて、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 解決という状況はどういう状況を想定されているのでしょうか。学校が、これは解決した、そのように考えている件数をカウントしているのか教えてください。

○指導課長 まず、解決については、本人自身が引き続きその苦痛を感じていないかどうか、そういうところを担任から確認をしております。また、日常的な学校生活の観察、また、その後の家庭での状況の把握、そういったところをもとに解決という判断を行っております。

○和田教育長 今の説明の中で、要するに本人の状況については、あくまでも学校は本人とヒアリングを当然するのだけれども、その際の本人の答えに基づいて、もう大丈夫かどうかということを判断されているということですね。どうも、これまでいろいろな例を見ますと、中には、本人は「もう大丈夫です」と言っても、必ずしもそうではないケースもある。社会的にいろいろなニュースを聞いていても、本人は笑っているけれども、実は深く傷ついたりままだったというケースもあったように聞いております。

ですので、例えば学校が親御さんとの話の中でその辺を確認するとか、そういうこともしているのですよね。

○指導課長 そのような形で、事後の家庭との連絡の取り合いということを大切にするようにしております。

○樋口委員 この間の名古屋の事例は親としてもつらいですし、学校は全くその徴候がなかったというのですが、本人は書き置きをして地下鉄に飛び込んでいるわけで、やはり本人は相当傷ついているにも関わらず、周りは気づかなかったということだろうと思います。学校でも非常に明るかったという話のようですから。しかし、ある保護者の証言では、私の息子は、当人が数人に囲まれてズボンを脱げと言われていたのを見たところ、学校は全然そんな徴候はなかったという。ここですよ、問題は。そこを学校は感性を持って、情報を徹底的に扱わないと。お父さんにも電話で、飛び込む寸前であるにも関わらず、あれは冗談だと言っている。電車のレールの音が聞こえるところで、冗談だと言いながら飛び込んでいるわけですね。

本人が大丈夫だと言っても、実は相当傷ついている可能性があるもので、責任とまでは言いませんが、学校はそのようなこともあるので、解決したと考えているような案件であっても十分注意をして、お互いに連携することがとても重要だと思います。

○和田教育長 今回の調査の結果で、小学校・中学校それぞれ出ていますけれども、回答の中で、ゼロという学校はありましたか。あったとしたら、どのような報告を指導課にしているのですか。

○指導課長 いじめの調査の認知については、学校がどれだけアンテナを高く張っているかということが重要ですので、私どもとしてはむしろ、ゼロと報告してきた学校については十分に内容を把握する必要があると考えていまして、指導主事による個別の学校訪問、また聞き取り等を行って、その内容の確認をさせていただきました。

○高森委員 前回の定例会のときにも話しましたがけれども、本当にいじめというのは、いじめる側は周りの目にわからないようにしますし、いじめられている側も告白できないような精神状態にありますので、なかなか表に出てこない部分があると思います。早稲田大学の河村茂雄先生の「Q-Uアンケート」というものがありまして、心理学を応用したアンケートなのですが、子どもたちにそれを答えさせることで、いじめの深刻度がわかると、そういったアンケートを実施して成功した例もあるようです。

このように、いろいろな手法が世の中にはあると思いますので、一度それを整理していただいて、もし台東区の状況に合うものがあれば、試験的にやってみるというのも一つの方法かもしれません。いずれにしても、見えないものを見えるようにしなければ発見にはつながらないですし、数字だけではわからないところが恐らくたくさんあると思いますので、何か工夫が必要かなという気がいたしました。

○末廣委員 見えないいじめの一つのパターンに、最近はインターネットによるいじめというのが増えていきますね。それは当然、親も学校も全然わからないところでいじめが進ん

でいるという、そういう報道がありました。これもまた大変な問題で、学校がどこまでそれに対応ができるか。インターネットでいじめられていたということ、後になってわかるというのが多いようです。難しい問題ですね。

○指導課長 今後、指導課では、やはりセーフティスクールやいわゆるそういったリテラシーを大切に守っていくような学校での教育の場を設定していただくこととあわせて、スマホルール等も再度の啓発を促すとともに、そういった機会にこうしたネット等でのいじめ問題についても学校で十分にアンテナを張っていくように指導していきたいと考えております。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、次に、報告事項、指導課のオについて、何かご質問はございませんか。

これは合計点で出していて、さまざまな能力をはかっているようですが、特にここが上がったとか、ここは弱いか、何か個別のばらつきというものはあるものなのでしょうか。それとも全体的に底上げが図られていると、こういう理解でよろしいのでしょうか。

○指導課長 ほぼ全種目において、都平均よりもすぐれた結果となっておりますので、一般的には良好と考えておりますが、ただ、種目別に見ると特に小学校で、握力、それから50m走、この二つについては都平均より若干下回っているという傾向が見られます。今後、特に小学校につきましては、この結果をもとに体力の向上ということで、授業の展開等も工夫していけるよう指導していきたいと考えております。

○高森委員 三点伺いたいのですが、台東区と他の区の比較も知りたいと思っています。というのは、子どもたちが外遊びのできる環境がどの程度整っているのか。例えば、学校の校庭の面積の広さですとか、公園がどのぐらい区の中にあるのか。そういった子供たちの遊び場の環境が充実している区と比べて台東区はどうか、それが一つの視点ですよ。

それから体格については、肥満のお子さんが多いところですか、あるいはがっちりした体格の子どもたちが多いですか、そういった体格の個人差がどれだけ区によってばらつきがあるのか。その点に興味があります。

もう一つは、家庭の経済力の部分と関わるのかもしれませんが、子どもに習い事で、水泳やサッカー、野球などに比較的多く取り組んでいるところと、取り組んでいないところでは必然的に、学校教育だけではなくてプラスアルファの体力の増強が図られていることになります。そのような環境は、もしかしたら親の経済力との関わりもあるのかなという気もするのですが、区によってばらつきがあるのかどうか。そういったことがもし見えてくれば、興味深い統計になるかと思えます。

東京都よりもはるかに、点数だけ見ると突出していますので、何らかの理由が、先ほどご説明のあった理由もあるのだと思えますけれども、そのほかにプラスアルファ、環境の

部分を配慮すると、より一層理由がわかってくるのかなという気もいたしました。そのあたりのことについて、何か調べていらっしゃいますでしょうか。

○学務課長 肥満傾向の部分でございますが、台東区の場合、若干、都平均よりは肥満度の割合が高くなっている傾向はございます。

○高森委員 遊ぶ場がないのでしょうか。

○樋口委員 肥満には二つあって、金持ちだから肥満になる場合と、ファストフードを食べ過ぎて肥満になる場合ですね。

○高森委員 食生活の乱れですね。

○指導課長 結果については、23区の状況を例年11月頃に公表する予定でございます。ただ、他の区についての体格であるとか、習い事の状況というところまでは把握が難しいかと存じます。また、昨年度については、台東区は23区内で第9位という成績となっております。

○末廣委員 先ほどのご報告で、特に中学校において、部活に頼らないで、体育の事業で運動能力を高めるという試みを行っているということですが、これは非常に結構なことだと思います。やはり基本的には、学校の体育の授業で体力を養成するというのが基本だと思いますので、こういう方針を、一層進めていただきたいと思います。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、指導課のイからオについては、報告どおり了承願います。

(3) 青少年・スポーツ課長 カ

○垣内委員長 次に、青少年・スポーツ課のカについて、青少年・スポーツ課長、報告をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 それでは、平成27年度「第34回台東区青少年をほめる運動」審査結果についてご報告いたします。資料7をご覧ください。

本件は、10月21日水曜日に開催されました、台東区青少年をほめる運動審査会にて、平成27年度の被表彰者を決定したので報告する者でございます。別紙資料をご覧ください。

今年度の被表彰者は合計10件11名となっております、内訳は、個人が6件、団体3件、2名で協力という形なんですけれども、協力が1件という形になっております。

表紙にお戻りください。

本事業は、青少年健全育成の一環として、その行動が他の模範となると認められる青少年・団体を表彰するとともに、広く推薦者に働きかけることで、青少年の一層の精進と青少年健全育成に対する関心意識の高揚を図るものでございます。

今後の予定でございますけれども、推選者及び被表彰者へ事務局より通知を行い、表彰式を12月15日火曜日に行い、区長より褒状及び記念品の授与をしていただくこととなっております。

青少年をほめる運動審査結果についての説明は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

第34回ということですので、例えば第1回目、2回目あたりで表彰を受けた方が二十歳の頃に受賞した方だとすると、今は中堅ということになります。いろいろご活躍をさらに一層されているのでしょうか。もし何かおわかりであれば教えてください。

○青少年・スポーツ課長 過去の受賞者に関しては、今手元に資料がございませんので、後日ご報告させていただきます。

○垣内委員長 団体の方々も、これまで継続していろいろとやってくださっているのでしょうか。

○青少年・スポーツ課長 今回の表彰の中では、別紙の裏面でございますけれども、松葉睦お囃子連というのは、発足して30年という節目の年を迎えるので、PTAの会長さんから表彰をしたいということでございました。

このように今までも何度か団体に関しましては、長く活動しておりますので、周年などの節目の年など、そういった機会に表彰をしたいというお話も幾つかいただいているところでございます。

○垣内委員長 このような感謝の気持ちを表わして、さらに一層ご活躍いただくというのはとってもいいことだと思いますので、ぜひこれからもよろしく願いいたします。

○高森委員 消防少年団などは、そのまま消防団に上がって活躍される方もいらっしゃいますよね。

○垣内委員長 期待したいですね。

よろしいでしょうか。

○垣内委員長 それでは、青少年・スポーツ課の力については、報告どおり了承いたします。

3 12月の行事予定について

○垣内委員長 次に12月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 資料8をご覧ください。

まず、教育委員会の定例会でございます。8日火曜日と、22日の火曜日、定例会がございます。

そのほかの主な行事でございますが、6日日曜日、第9回ジュニア駅伝大会がリバーサイドスポーツセンターで開催をされます。それから、13日日曜日には、青少年委員協議会主催の「親子ふしぎ発見塾」がございます。そのほかにつきましては資料のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 行事予定については、報告どおり了承いたします。

4 その他

○垣内委員長 その他、何かございますか。

○庶務課長 それでは、庶務課から、蔵前小学校の仮校舎移転に伴う安全対策について、ご報告をさせていただきます。

来年度から蔵前小学校の改築・仮校舎への移転が始まる予定でございます。

今、委員の皆様方のお手元に学区域の地図を配付をさせていただきました。蔵前小学校は、地図の右半分の下のところにございまして、そこから左下のほう、JRの総武線のほうに近づいていく感じになりますけれども、仮校舎が、地図では公設民営柳北保育室と書いてあるところになります。蔵前小学校からは直接距離でおよそ800メートルのところにございます。

蔵前小学校につきましては、旧小島小学校、旧済美小学校、旧精華小学校の3校が統合してできた学校という経緯がございまして、学区域が非常に広がっております。蔵前小学校から一番遠いところだと、田原町の交差点のところまでが学区域でございます。

この田原町の交差点から仮校舎の旧柳北小学校までは、直線距離で約1.8キロ、1,800メートルでございます。このような状況がございますので、地域の方々、PTAの方々からも、これまで仮校舎の通学については、今までの大きな通りに加えて蔵前橋通りを、新たに大きな通りを渡らなければいけないということもありまして、通学に関する安全対策について配慮をしてほしいというご要望がございました。安全対策のご要望の具体的な内容につきましては、スクールバスの運用ですとか、めぐりんの活用、それから交差点の要所要所に交通指導員を配置してほしい、集団登校などを考えてほしいといういろいろなご要望が出てきているところでございます。

それから、先般の第3回定例会の区民文教委員会におきましても、その他のところである委員の方から、仮校舎の通学について、スクールバスの運用についてはどう考えているのかというご意見もございました。それにつきまして、区民文教の副委員長のほうから、それについては、教育委員会と区長部局のほうでよく話を煮詰めた上で、できるだけ早い時期に報告をしてほしいというお話がございました。

それを受けまして、これまでも区長部局のほうと安全対策についてはいろいろと協議を重ねてきているところでございます。また、そのお話を受けまして、区長部局のほうと鋭意、ただいま協議をしているところでございます。仮校舎の位置が地図にお示ししたような位置関係にございますので、教育委員会といたしましては、一定以上の距離を歩く、特に低学年の子を対象に何らかの安全対策をただいま検討しておりまして、区長部局のほうと鋭意、協議をさらに重ねているという状況でございます。

具体的な案がまとまり次第、教育委員の皆様方にもお諮りをした上で、第4回定例会の区民文教委員会のほうへ何がしかの具体的な案をご報告をしたいと今、考えているところでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○事務局副参事 庶務課長のほうからご説明させていただいたところの通学距離でございますが、約1.8キロという数字は、直線距離ということではなく、通学をした場合の距離でございます。実際の経路を想定した場合の最長と考えられる距離でございます。よろしく願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、庶務課長の報告につきましては、ご了承願います。

その他、何かございますか。

(なし)

○垣内委員長 以上をもって本日予定された議事日程は、全て終了いたしました。

これもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午3時28分 閉会